

参 考 資 料

- ・ 岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会 規約 71
- ・ 緊急輸送道路ネットワーク計画等策定要領 73
- ・ 地震防災対策特別措置法(抜粋) 79
- ・ 平成八年建設省告示第千二十九号 80
- ・ 南海トラフ巨大地震による震度分布図 82
- ・ 南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図 83
- ・ 南海トラフ巨大地震による津波浸水想定図 94
- ・ 岡山県幅員別道路網図 100
- ・ 高速道路のPA、SA、緊急開口部への連絡経路 112

「岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会」規約

(名称)

第1条 本会は、「岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会」（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 「緊急輸送を確保するため必要な道路」（「以下緊急輸送道路」という）は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

本協議会は、緊急輸送道路ネットワーク計画、並びに緊急輸送道路ネットワークにかかる管理・体制等の計画を策定し、震後における緊急輸送機能が確保できる道路ネットワーク計画等の策定を目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、別表－1に掲げるもので組織する。

2 協議会には会長及び副会長を置くものとし、会長は岡山県土木部長を、副会長は岡山国道事務所長、岡山市都市整備局長をもって充てる。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

4 会長が必要と認めた場合は、会長が指名する者を参加させることができるものとする。

(協議会の検討事項)

第4条 協議会は、次の事項に関する検討を行う。

(1) 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定及び見直しに関する事項

(2) 緊急輸送道路ネットワークの管理・体制に関する事項

(ワーキンググループ)

第5条 協議会の業務を遂行するにあたり、下部組織としてワーキンググループ（以下「WG」という）を置く。

2 WGは、別表－2に掲げるもので構成する。

3 WGの座長は、岡山県土木部道路整備課保全班長とする。

4 WGは、協議会の業務を遂行するための運営にあたる。

(運営費用)

第6条 協議会に必要な経費は、それぞれの道路管理者において負担する。

(事務局)

第7条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 事務局は、岡山国道事務所管理第二課、岡山県土木部道路整備課、並びに岡山市都市整備局道路部道路港湾管理課に置くものとする。

協議会の運営にあたって、互いに協力するものとする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

(付則)

第9条 この規約は、平成8年6月28日から施行する。

この規約は、平成25年3月15日から施行する。

この規約は、平成31年3月8日から施行する。

岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会の組織

(別表－１) [協 議 会]

	所 属	役 職 名
会 長	岡山県	土木部長
副会長	国土交通省 岡山国道事務所	所 長
副会長	岡山市	都市整備局長
委 員	国土交通省 中国地方整備局 企画部	防災課長
〃	〃 〃 〃 道路部	道路計画課長
〃	〃 〃 〃 〃	地域道路課長
〃	〃 〃 〃 〃	道路管理課長
〃	〃 〃 〃 港湾空港部	港湾計画課長
〃	〃 〃 〃 〃	港湾空港防災・危機管理課長
〃	〃 〃 〃 宇野港湾事務所	所 長
〃	陸上自衛隊 第13特科隊	第3科長
〃	西日本高速道路(株) 中国支社 総務企画部	企画調整課長
〃	〃 〃 〃 保全サービス事業部	保全サービス統括課長
〃	本州四国連絡高速道路(株) 岡山管理センター	所 長
〃	岡山県警察本部 交通部	交通規制課長
〃	〃 〃 〃	高速道路交通警察隊長
〃	岡山県 土木部	道路建設課長
〃	〃 〃	道路整備課長
〃	〃 〃	港湾課長
〃	〃 〃 都市局	都市計画課長
〃	〃 〃	危機管理課長
〃	〃 保健福祉部	医療推進課長
〃	岡山市 都市整備局	道路部長
〃	〃 〃	危機管理室長

(別表－２) [ワーキンググループ]

	所 属	役 職 名
座 長	岡山県 土木部 道路整備課	保全班長
副座長	国土交通省 岡山国道事務所	副所長
	〃 中国地方整備局 企画部 防災課	課長補佐
	〃 〃 〃 道路部 道路計画課	課長補佐
	〃 〃 〃 〃 地域道路課	課長補佐
	〃 〃 〃 〃 道路管理課	課長補佐
	〃 〃 〃 港湾空港部 港湾計画課	課長補佐
	〃 〃 〃 〃 港湾空港防災・危機管理課	課長補佐
	〃 岡山国道事務所 計画課	課 長
	〃 〃 〃 管理第二課	課 長
	〃 〃 〃 交通対策課	課 長
	〃 宇野港湾事務所 工務課	課 長
	陸上自衛隊 第13特科隊 第3科	火力調整幹部
	西日本高速道路(株) 中国支社 岡山高速道路事務所	統括課長
	本州四国連絡高速道路(株) 岡山管理センター	計画課長
	岡山県警察本部 交通部 交通規制課	課長補佐
	〃 〃 〃 高速道路交通警察隊	北部方面隊長
	岡山県 土木部 道路建設課	参 事
	〃 〃 〃 港 湾 課	参 事
	〃 〃 〃 都市局 都市計画課	参 事
	〃 〃 〃 〃 危機管理課	総括参事
	〃 保健福祉部 医療推進課	副 課 長
	岡山市 都市整備局 道路部 道路港湾管理課	課長補佐
	〃 〃 〃 〃 危機管理室	課長補佐



建設省道防発第4号

平成8年5月10日

岡山県土木部長 殿

建設省道路局企画課
道路防災対策室長



緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定について

防災業務計画、地域防災計画並びに地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の策定等の基礎となる緊急輸送道路ネットワーク計画等を策定し、地震発生後の緊急輸送を確保するための効率的な地震対策の推進を図られたい。

なお、貴管下市町村または地方道路公社に対しては、貴職よりこの旨周知されたい。

事 務 連 絡
平成8年5月10日

日本道路公団保全交通部保全企画課長 殿
首都高速道路公団保全施設部保全企画課長 殿
阪神高速道路公団保全施設部保全企画課長 殿
本州四国連絡橋公団維持施設部維持企画課長 殿
名古屋高速道路公社企画調査部企画課長 殿
福岡北九州高速道路公社建設部調査課長 殿
北海道開発局建設部道路維持課課長補佐 殿
沖縄総合事務局道路管理課長 殿
各地方建設局道路部道路管理課長 殿
各都道府県土木部道路維持担当課長 殿
各政令市土木局道路維持担当課長 殿

建設省道路局企画課
道路防災対策室課長補佐

緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定について

標記については、平成8年5月10日付け建設省道防発第4号をもって道路防災対策室長より通知したところであるが、策定にあたって「緊急輸送道路ネットワーク計画等策定要領」を定めたので参考にされたい。

なお、貴管下市町村または地方道路公社に対しては、貴職よりこの旨周知されたい。

緊急輸送道路ネットワーク計画等策定要領

1. 目的

「緊急輸送を確保するため必要な道路」（緊急輸送道路）は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路の整備を計画的に推進していくものとする。

緊急輸送道路の計画の策定にあたっては、緊急輸送道路相互及び連絡する指定拠点と連携を図り計画する必要があることから、協議会を設けて作成することとする。

なお、本計画は、災害対策基本法に基づく地域防災計画、防災業務計画、また、地震防災対策特別措置法（H7.7.14 制定）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画策定のための基礎資料として位置付けられるものである。

2. 定義

(1) 緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都道府県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という）（地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点等及び広域避難地）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

(2) 緊急輸送

災害発生時における人命の安全、被害拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を図るための救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要となる人員及び物資等の輸送をいう。

(3) 災害応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なう情報の収集及び伝達、施設及び設備の応急復旧、被災者の救難、救助その他保護、消防、水防その他の応急措置及び緊急輸送の確保等をいう。

(4) 指定拠点

地震防災対策特別措置法第三条第1項五号の「緊急輸送を確保するため必要な道路」の建設大臣の定める基準でいう都道府県知事が指定する防災拠点をいう。

3. 策定主体

計画の策定は、建設省地方建設局、都道府県、関係公団等の道路管理者及び都道府県防災担当部局、警察、自衛隊、港湾管理者等からなる協議会（事務局：建設省地方建設局及び都道府県土木部）で行なうこととする。計画策定にあたっては、必要に応じて学識者その他有識者の意見を聞いてもよい。

4. 緊急輸送道路ネットワーク計画等の内容

(1) 策定対象地域

各都道府県及び政令指定都市単位で策定し、対象地域は都道府県等の全域とする。都道府県等の境界については、両者の計画が整合するよう各協議会間で十分調整を図ること。

(2) 対象道路

既設道路及び今後概ね5ヶ年以内に供用予定の道路を対象とすることを基本とする。河川管理用通路、臨港道路等、道路法上の道路以外の道路についても必要に応じ計画に含めること。

(3) ネットワーク計画

ネットワーク計画は、「地震防災対策特別措置法第三条第1項に基づく主務大臣の定める基準」（以下「基準」という。）に準じて定めること。

防災拠点は、基準に基づく指定拠点到準じて設定するが、地震防災対策上重要と考えられる施設等があれば必要に応じて設定してもよい。（特に、道の駅、駅前広場等、震災時に地域防災拠点として活用が可能な道路空間について検討すること）

また、拠点特性に応じた防災拠点の整理を行なう。（参考別紙-2）

(4) 緊急輸送道路ネットワーク管理計画

効率的な関係機関との情報の伝達方法等、震後速やかに緊急輸送の交通を確保するために必要な事項を定めること。（道路防災情報ネットワーク、道路啓開、応援・連絡体制等）

5. ネットワーク計画の留意点

(1) 対象地域の自然条件、産業・経済、都市構造等の地域特性をふまえるとともに、防災拠点等を効率的に連絡し、緊急輸送道路として有効なネットワークとすること。

(2) ネットワークは震後の利用特性により、以下の3つに区分すること。

① 第1次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

② 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

③ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路

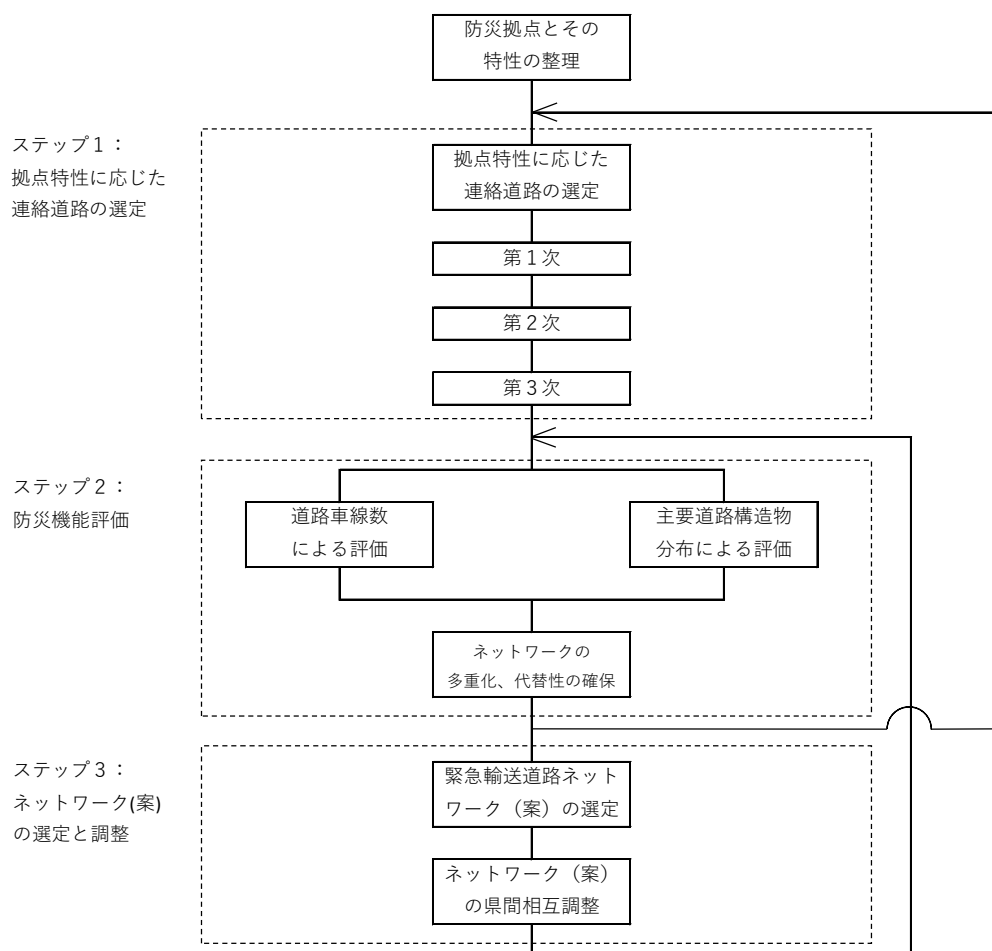
(3) 第1次、第2次緊急輸送道路ネットワークにおいては、多重化、代替性（迂回路や他の交通機関）を確保するよう努めること。脆弱区間（規制区間、狹隘区間、防災対策の要対策箇所等）については、特に考慮すること。

(4) ネットワーク計画の策定にあたっては、「ネットワークの検討手順（例）」（別添-1）を参考にすること。

6. その他

社会情勢その他の変化に応じてネットワーク計画は適宜見直しを行なうこと。

ネットワークの検討手順（例）



ステップ1：拠点特性に応じた連絡道路の選定

- ・各防災拠点（指定拠点やそれに準ずる拠点）及び道路とを連絡する道路を選定する。
- ・震後の緊急輸送の確保のため、県庁や地方生活圏の中心都市等を連絡する第1次緊急輸送道路、第1次と市区町村役場、主要防災拠点とを連絡する第2次緊急輸送道路、その他の防災や輸送のための拠点との連絡を図る第3次緊急輸送道路の各区分によるネットワークを検討する。

ステップ2：防災機能評価

- ・道路網の防災性の評価は、今後実施される震災防災点検に基づく「道路ネットワークの耐震性診断」により行なわれるものであるが、ここでは、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、道路交通への支障の要因ともなった市街地での沿道施設倒壊や長大橋や大規模トンネル等について概括的に把握する。
- ・評価の考え方
 - ⇒第1次、第2次の緊急輸送道路においては、原則として、2車線以上及び多重化、代替性を確保する。
 - ⇒D I D地区における2車線以下の道路については、特に配慮する必要がある。
 - ⇒長大橋や大規模トンネル等については、必要に応じ多重化、代替性を確保する。

ステップ3：ネットワーク（案）の選定と調整

- ・ステップ1からステップ2までの検討結果を緊急輸送道路ネットワーク（案）としてとりまとめる。また、ネットワーク（案）における広域及び県際道路のネットワークについては、各県相互の調整を図る。

緊急輸送道路ネットワーク計画等の事項及び内容（案）

事 項	内 容
<p>I. はじめに</p> <p>1. 計画策定の主旨</p> <p>II. 地域特性と課題の把握</p> <p>1. 自然条件と災害特性</p> <p>2. 社会経済と地域構造</p> <p>3. 道路・交通状況</p> <p>III. 緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定</p> <p>1. 防災拠点の整理検討</p> <p>2. ネットワーク計画等</p> <p>3. 緊急輸送道路ネットワーク管理計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県を対象とした地域における緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定主旨を整理 ・対象地域の自然条件（河川、山地部の分布や積雪地域等）や主な災害（豪雨、豪雪等）の履歴を整理 ・地質、地盤等の概況及び主要地震発生地（必要により主要な活断層も含む）と地震、津波の履歴を整理 ・市町村別の人口分布及び市町村別人口集積指標から人口等の集積状況や土地利用による地域構造を整理 ・緊急輸送道路の前提となる生活圏等の地域区分を整理するとともに地域の課題を整理 ・対象道路について現況及び計画道路を含め道路種別ごとに整理 ・対象道路の緊急輸送道路ネットワーク形成において、防災面からの考慮が必要な道路の大規模な構造物の概況を整理 ・防災拠点（指定拠点等）の現況に加え、それらに準ずる拠点等について必要に応じ整理 ・道路施設を利用した道路防災拠点（道の駅、インターチェンジ、サービスエリア等）について必要に応じ整理 ・緊急輸送道路種類の延長（現況/計画）、路線数及び主要防災拠点等を示した計画内容とネットワーク計画図を作成 ・効率的な関係機関との情報の伝達方法等、震後速やかに緊急輸送の交通を確保するために必要な事項（道路防災情報ネットワーク、道路啓開、応援・連絡体制等）についてその方針を整理するとともに、道路防災情報に係わる計画内容とネットワーク計画図を作成
<p>（参考）地域防災計画の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既定または策定中の『地域防災計画』（最新修正）の概要と緊急輸送道路に係わる資料（位置付け、内容等）を整理

(地震防災緊急事業五箇年計画の内容)

第3条 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であって、主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものとする。

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- ⑤ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第2号の外かく施設、同項第3号のけい留施設及び同項第4号の臨湾交通施設に限る。）又は漁港施設（漁港法（昭和25年法律第137号）第3条第1号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第2号イの輸送施設に限る。）
- ⑥ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- ⑦ 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの。
- ⑧ 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑨ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑩ 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑪ 第7号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- ⑫ 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設
- ⑬ 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、森林法（昭和26年法律第249号）第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- ⑭ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- ⑮ 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- ⑯ 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- ⑰ 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ⑱ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護施設等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- ⑲ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ⑳ 前各号に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

2 地震防災緊急事業五箇年計画に定める事業のうち、市町村が実施する事業については、災害対策基本法第42条に規定する市町村地域防災計画に定められたものでなければならない。

○平成8年建設省告示第1029号（地震防災対策特別措置法第3条第1項の規定に基づき、避難地等に係る主務大臣が定める基準）（平成8年3月28日建設省告示第1029号）

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第3条第1項の規定に基づき、避難地等に係る主務大臣が定める基準を次のように定める。

1 避難地

既成市街地の区域又はその周辺の地域における公園、緑地、広場その他の公共空地で、次のいずれかに該当するものであること。

イ 広域避難地

地震災害時において主として一の市町村の区域内の居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地であって、面積10ヘクタール以上のもの（面積10ヘクタール未満の公共空地で、避難可能な空地进行を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積10ヘクタール以上となるものを含む。）であること。

ロ 一次避難地

地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空地であって、面積1ヘクタール以上のものであること。（広域避難地を除く。）

2 避難路

広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる幅員15メートル以上の道路又は幅員10メートル以上の緑道であること。

3 消防用施設

地震災害時において消防用水として河川の流水又は海水を容易に取水することができる構造を有する護岸等の施設であること。

4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において新設し、又は改築される幅員6メートル以上の道路であること。

5 緊急輸送を確保するため必要な道路

次のいずれかに該当する道路であること。

イ 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

ロ 前号の道路と次に掲げる地点のうち都道府県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という。）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路（河川又は海岸堤防の管理用通路であって、地震災害時において緊急輸送を行うことのできるものを含む。）

(1) 地方公共団体の庁舎の所在地

(2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関又は自衛隊の庁舎、事務所等の所在地

(3) 救援物資等の備蓄地点又は集積地点

(4) 広域避難地

6 共同溝、電線共同溝の電線、水管等の公益物件を收容するための施設

次のいずれかに該当する施設であること。

イ 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する共同溝

ロ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第2条第3項に規定する電線共同溝

7 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を

確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設

次のいずれかに該当する施設であること。

イ 地震により生ずる津波による海水の浸入を防止する機能を有する海岸保全施設

ロ 想定氾濫区域のうち相当数の人口が居住し、かつ、地形その他の状況から特に津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保する必要があると認められる区域に係る河川管理施設

8 砂防設備、地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

次のいずれかに該当する施設であること。

イ 家屋の密集している地域のうち、地震の発生により、土砂災害の発生する危険が著しい箇所において施行する砂防設備

ロ 家屋の密集している地域のうち、地震の発生により、地滑りにより被害が生ずるおそれが著しい箇所において施行する地すべり防止施設

ハ 家屋の密集している地域のうち、地震の発生により、急傾斜地の崩壊の生ずるおそれが特に著しい箇所について施行する急傾斜地崩壊防止施設

9 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

次のいずれかに該当する施設であること。

イ 道路に接続して設けられる自動車駐車場及びこれと一体として整備される施設、交通広場その他これらに類する施設で、地震災害時における災害応急対策の拠点としての機能を有するもの

ロ 河川管理施設、海岸保全施設等の応急復旧工事を実施するための空間又は設備を有する施設であって河川又は海岸に隣接するもの

10 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な施設又は設備

次のいずれかに該当する施設又は設備であること。

イ 地震災害時において河川管理施設等の被害状況の把握を迅速かつ的確に行うために必要な通信施設又は設備であること。

ロ 地震災害時において災害情報又は交通の状況を迅速かつ的確に把握し、伝達又は提供を行うため必要な施設又は設備であること。

11 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備。

地震災害時において避難地又は避難路となる都市公園に設けられる井戸、水泳プール又は耐震性貯水槽であること。

12 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
地震災害時において避難地又は避難路となる都市公園に設けられる食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫であること。

13 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

土地区画整備法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく住宅地区改良事業、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業その他の老朽木造住宅が密集する市街地の整備改善に資する事業であること。